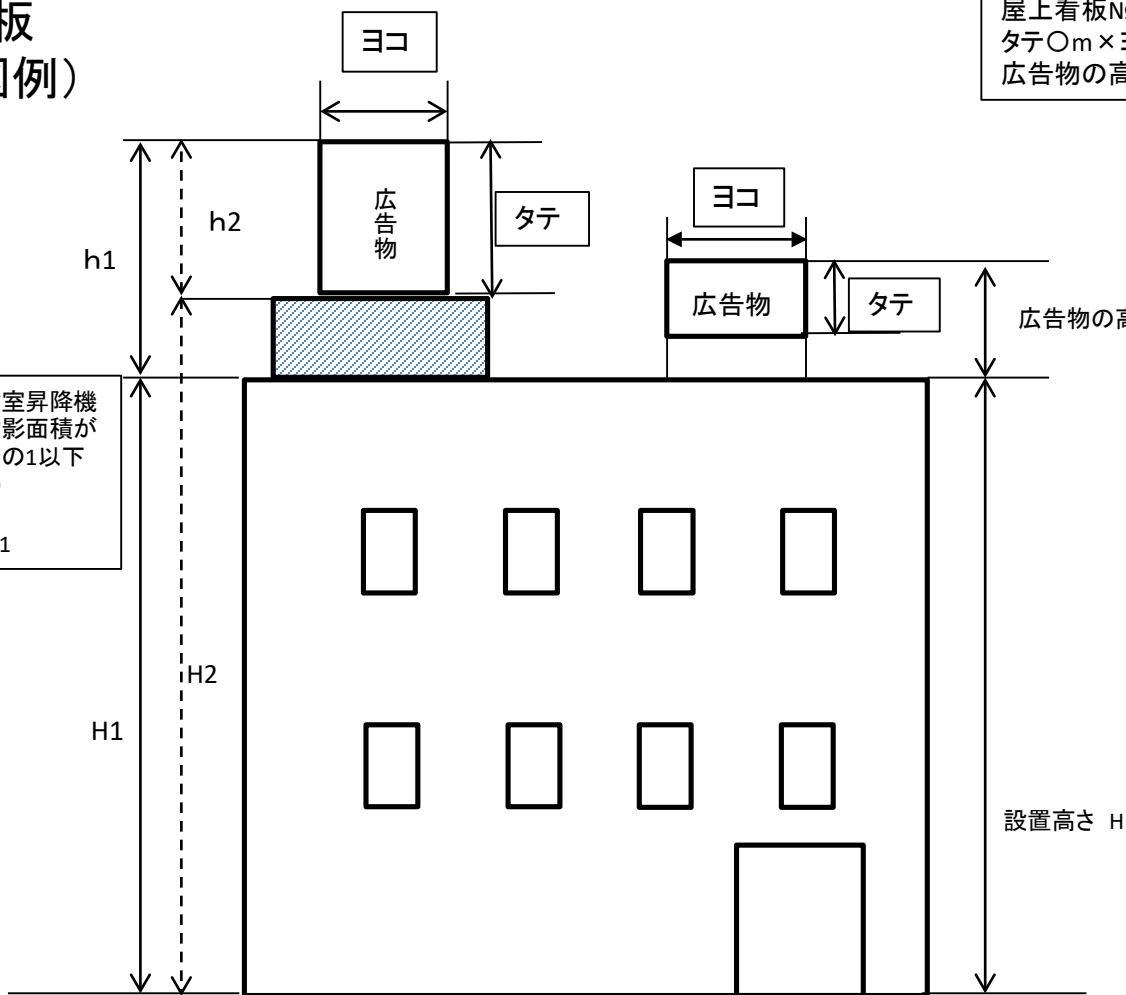


屋上看板 (立面図例)

屋上看板No〇
 タテ〇m × ヨコ〇m × 〇面 = 〇m² ≤ 基準値※
 広告物の高さ〇m ≤ 基準値※

斜線部分(階段室昇降機塔等)の水平投影面積が建築面積の8分の1以下の場合(実線)
 設置高さH1、
 広告物の高さh1



斜線部分(階段室昇降機塔等)の水平投影面積が建築面積の8分の1を超える場合(点線)
 設置高さH2、
 広告物の高さh2

※屋上看板の高さ、面積基準値
 (映像装置の場合、映像表示面積に4を乗じて得た面積を表示面積とする。「その他の地域」は除く。)

市街化調整区域、第一種中高層住居専用地域
 高さh: 7m以下 かつ 設置高さHの1/2以下
 表示面積: 50m²以下

第二種中高層住居専用地域
 高さh: 7m以下 かつ 設置高さHの1/2以下
 表示面積: 100m²以下

第一種住居地域
 高さh: 10m以下 かつ 設置高さHの1/2以下
 表示面積: 100m²以下

第二種住居地域
 高さh: 10m以下 かつ 設置高さHの1/2以下
 表示面積: 150m²以下

準住居地域
 高さh: 10m以下 かつ 設置高さHの1/2以下
 表示面積: 200m²以下

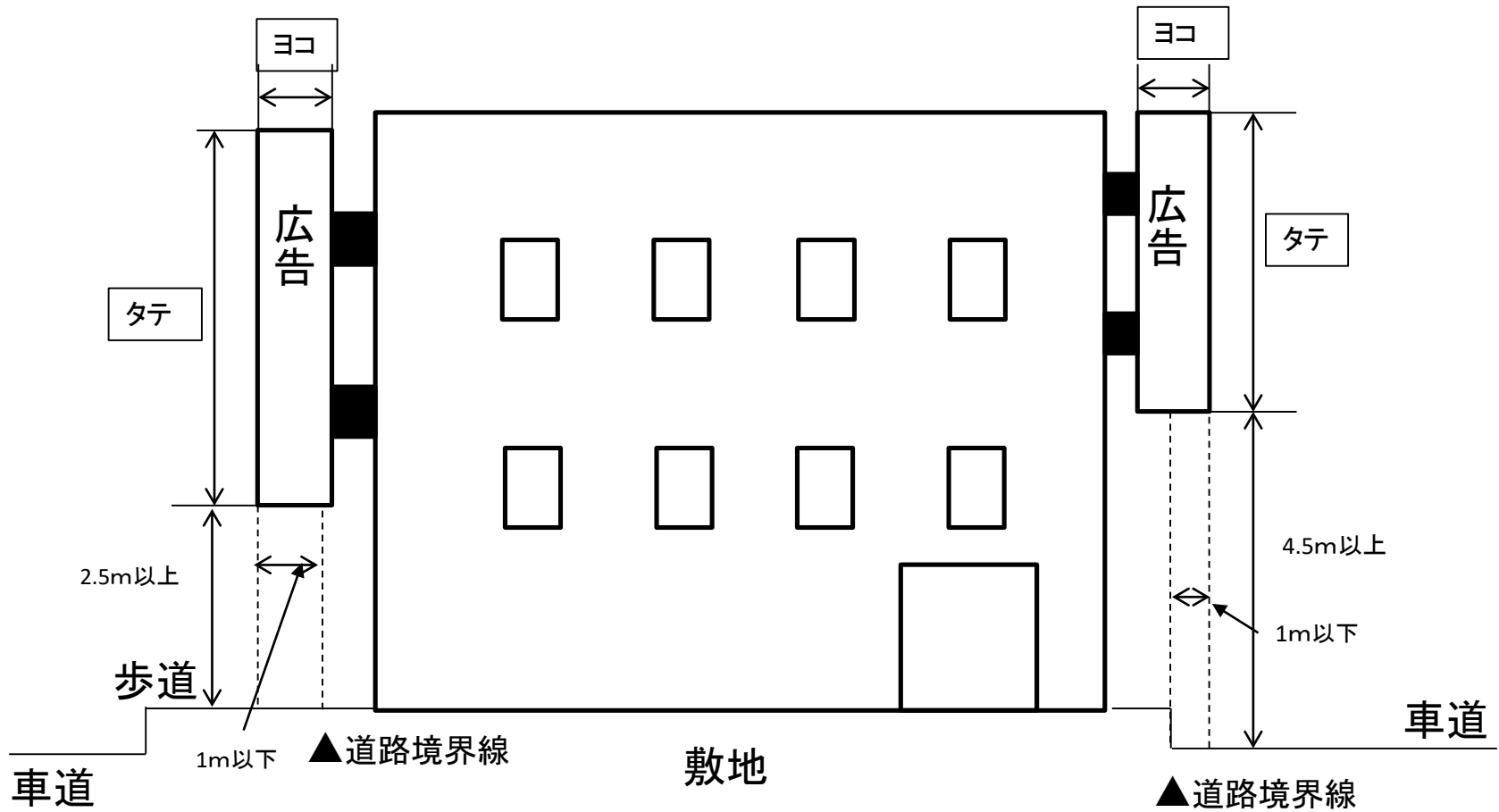
その他の地域
 高さh: 20m以下 かつ 設置高さHの2/3以下
 表示面積: 映像表示部分の面積は100m²以下

袖看板(立面図例)

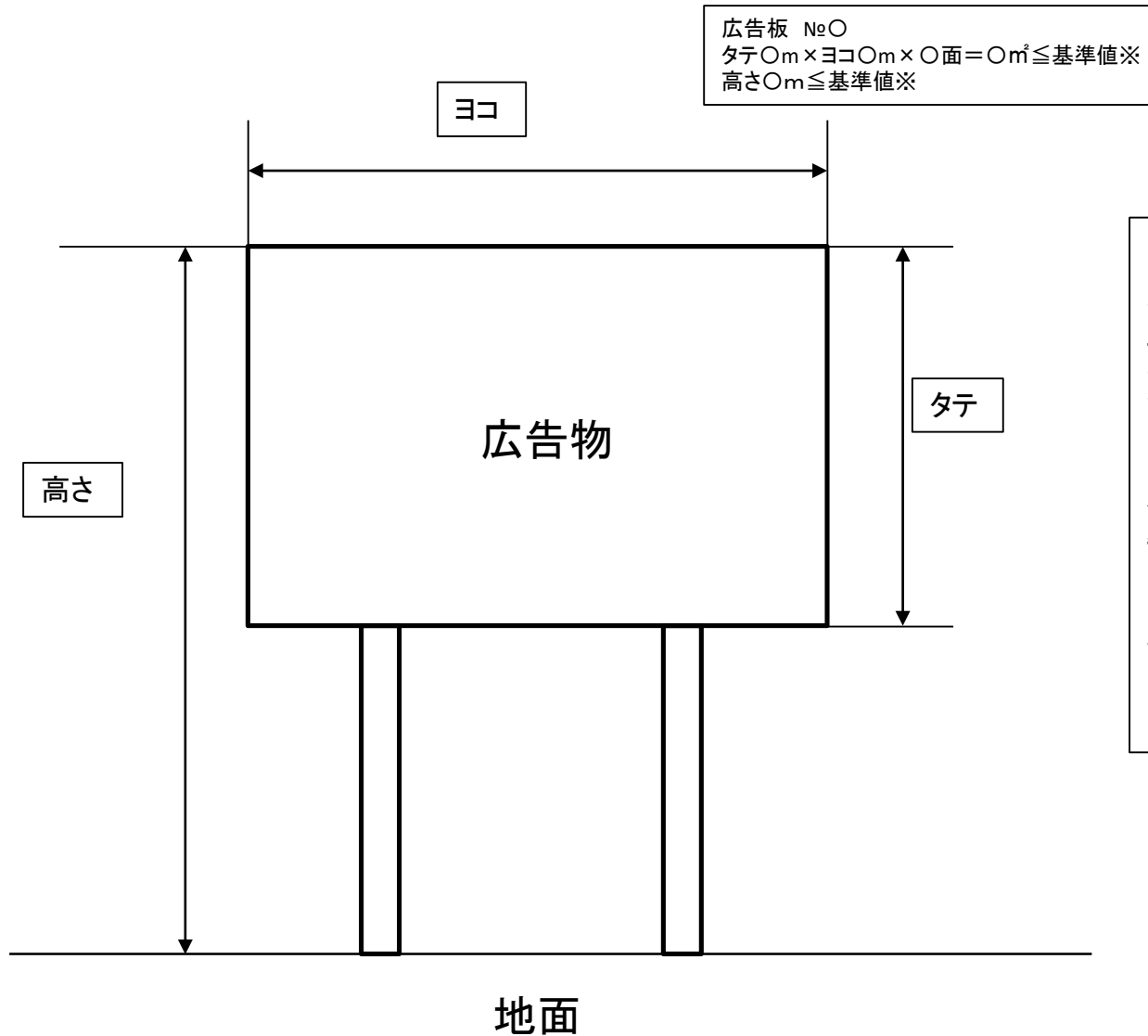
袖看板 No〇
タテ〇m×ヨコ〇m×〇面=〇m²≦基準値※

※袖看板の面積基準

一基当たり表示面積(映像装置の場合、映像表示面積に4を乗じて得た面積)は50m²以下とする。



広告塔・広告板 (立面図例)



※広告板・広告塔高さ・面積基準
(映像装置の場合、映像表示面積に4を乗じて得た面積を表示面積とする。)

市街化調整区域

第一種・第二種低層住居専用地域
第一種・第二種中高層住居専用地域
高さ: 10m以下
表示面積: 25㎡以下

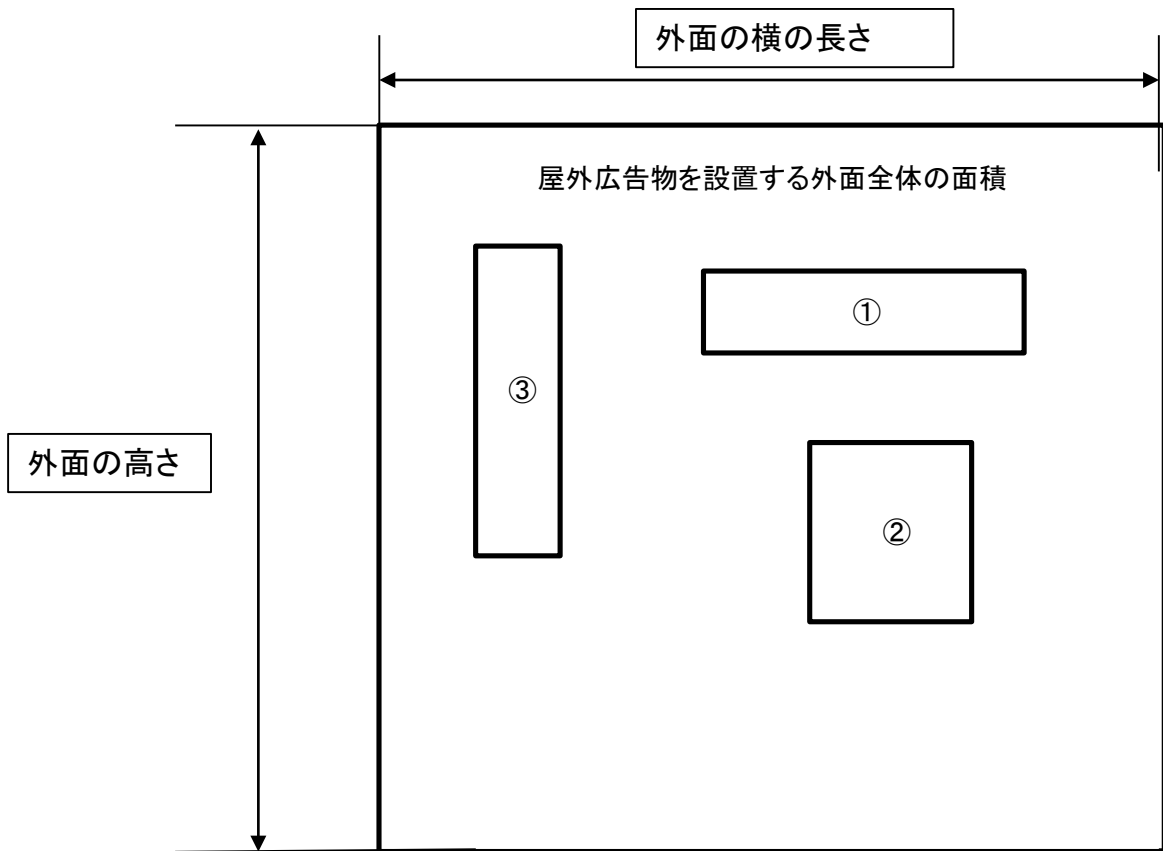
第一種・第二種住居専用地域 準住居地域

高さ: 13m以下
表示面積: 50㎡以下

その他の地域

高さ: 15m以下
表示面積: 75㎡以下

壁面看板(立面図例)



壁面看板
①+②+③=〇㎡≦基準値※

- ※壁面看板等の設置基準**
- ・③を設置する場合は
(①+②+③)≦外面全体の面積×3/10
とすること。
※①、②が他社の屋外広告物である場合も同様です。
 - ・広告物等を表示し、又は設置する外面から突出しないこと。(上端からの突出部分が0.5m以下かつ当該広告物等の縦の長さの1/2以下の場合を除く)
 - ・非常口の進入口及び避難器具が設置された窓その他の開口部をふさがないこと。